

◎新潟県病院局告示第2号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定（昭和46年7月新潟県病院局告示第6号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県の設置する病院の診療科目の指定（昭和46年7月新潟県病院局告示第6号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改正後		改正前	
病院名	診療科目	病院名	診療科目
(略)		(略)	
新潟県立新発田病院	内科、循環器内科、脳神経内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、消化器外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、精神科、 <u>リウマチ科</u> 、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科、病理診断科、救急科	新潟県立新発田病院	内科、循環器内科、脳神経内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、消化器外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科、病理診断科、救急科
		新潟県立リウマチセンター	リウマチ科、リハビリテーション科
(略)		(略)	